

令和 6 ～8年度 段階別介護保険料 (表 1)

段 階	対 象 者		年 額 (月 額)	基 準 割 合
第 1 段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金 収入額と合計所得金額の合計 80 万円以下	21,550 円 (1,796 円)	基準額 × 0.285
第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 80 万円超 120 万円以下	36,670 円 (3,056 円)	基準額 × 0.485
第 3 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 120 万円超	51,790 円 (4,316 円)	基準額 × 0.685
第 4 段階	本人が 住民税非課税 (世帯課税)	課税年金収入額と合計所得金額の合計 80 万円以下	68,040 円 (5,670 円)	基準額 × 0.9
第 5 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 80 万円超	75,600 円 (6,300 円)	基準額 ※
第 6 段階	本人が 住民税課税	合計所得金額 120 万円未満	90,720 円 (7,560 円)	基準額 × 1.2
第 7 段階		合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	98,280 円 (8,190 円)	基準額 × 1.3
第 8 段階		合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	113,400 円 (9,450 円)	基準額 × 1.5
第 9 段階		合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	128,520 円 (10,710 円)	基準額 × 1.7
第 10 段階		合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	143,640 円 (11,970 円)	基準額 × 1.9
第 11 段階		合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	158,760 円 (13,230 円)	基準額 × 2.1
第 12 段階		合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	173,880 円 (14,490 円)	基準額 × 2.3
第 13 段階		合計所得金額 720 万円以上	181,440 円 (15,120 円)	基準額 × 2.4

新たに第 9 期介護保険事業計画
策定にあたり、65 歳以上の方の介
護保険料の見直しを行いました。
令和 6 年度からの介護保険料
は、第 8 期計画と変わらず基準
額(※)は月額 6,300 円です。
個人の保険料額は、対象となる
方及びその世帯の昨年 1 年間の所
得をもとに分けられており、介護
保険制度改正による国の基準の見
直しに伴い、13 段階となっていま
す。それぞれの段階の条件、年額、
月額を表 1 のとおりです。保険料
確定に伴う「介護保険料納入通知
書」の発送は 7 月上旬を予定して
います。

今年度からの保険料

保険料とは別に公費を投入

本来の年額	軽減後の年額
第 1 段階 34,400 円	21,550 円
第 2 段階 51,790 円	36,670 円
第 3 段階 52,170 円	51,790 円

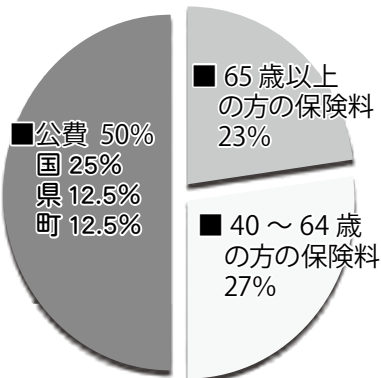
負担を軽減しています

介護保険の財源構成

介護保険料の設定は、介護報酬
の改定、認定者数の推移、サービ
ス利用の見込みなどからどのくら
い費用がかかるかを推計し、さら
に町が継続的に取り組んでいる介
護予防事業の効果を踏まえ、3 年
間の介護保険事業費を算出し保険
料収納必要額を計算します。令和
8 年度までの 3 年間に必要となる
費用は 66 億 8 千 940 万円と推計され
ます。

介護保険に係る費用のうち半分
は被保険者の支払う保険料で残り
の半分は国や県、町の公費でまか
なっています。(図 1)

■財源構成 (図 1)



町 介護課 介護保険係

055(272)1106

第 9 期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画の策定と 介護保険料のお知らせ

介護保険事業計画は、介護保険法と老人福祉法に基づき、3 年ごとに
「介護保険サービスの見込み量やサービス確保の検討、必要事業量な
どを具体的に検討し、保険料を設定する」計画です。

町では、令和 6 年度から令和 8 年度までの総合的な高齢者福祉施策
の方向及び事業内容等を設定し、今後の円滑な介護保険事業の運営と、
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう各
種施策を展開するために「第 9 期市川三郷町介護保険事業計画・高齢
者福祉計画」を策定しました。

介護保険制度が 始まって 24 年

介護保険制度は、介護の必要
な状態になった方に対して社会
全体で支え合い、介護保険サー
ビスを提供する制度として平成
12 年に創設されました。施行後
24 年が経過し、介護サービスを
利用されている方も増加してい
ることから、本町の高齢者を支
える制度として、なくてはなら
ないものです。

介護 ニュース

保険者機能強化交付金 の増額

保険者機能強化交付金とは、
町が介護保険の被保険者を対象
とした自立支援や重症化予防に
関する取り組みを推進すること
により、その達成状況に応じて
国から交付される交付金です。

令和 6 年度の交付額は、令和
5 年度の実績が評価され、前
年度より 180 万 8 千円増となる
790 万 5 千円となりました。

令和 5 年度実績による令和 6 年評価結果

県内 **1 位**

高く評価された内容

- 地域支えあい活動の推進
(第 3 層協議体の立ち上げ)
- 認知症対策・当事者の居場所づくりの推進
- 介護給付適正化に向けた取り組みの強化

施策の体系

基本理念
住み慣れた地域で
いきいきと
自分らしく暮らせる、
人にやさしいまちづくり

基本目標 1 社会参加を通じた 介護予防・地域の助け合い

- 住民主体に基づく、役割やつながりの創出支援
- 介護予防に資する多様なサービスの展開
- 介護予防の地域づくりを後押しする取組み

基本目標 2 生活を支える サービス基盤の整備

- 地域生活を支えるサービスの展開
- 効果的なサービス提供に向けた仕組みづくり

基本目標 3 サービス提供の土台となる 地域環境の整備

- 在宅生活を続けるための支援
- 安全・安心な生活に向けた地域環境づくり
- 担い手となる人材の育成

基本目標 4 本人・家族の意思を 尊重するための取組

- 高齢者虐待防止・権利擁護の推進
- 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

基本目標 5 保険者としての役割の推進

- 地域包括支援センター事業の推進
- 持続可能な介護保険制度の確保



計画書は町ホームページ内
『介護課からのお知らせ』に
掲載しています。

当初予算特集コラム 町民の生命財産を守る防災行政無線の機能強化

令和6年能登半島地震を契機に学校の授業で防災対策の大切さについて学んだみさとちゃん。そのことについてパパに話をしています。



今日の授業で防災対策について勉強したんだ。先生が**みんなの命を守ることは町の大切な役目**って言ってたよ。みさと詳しくなったから、パパ、今度はみさとに何でも聞いてみて!

先生の言うとおり、みんなの生命や財産を守ることが、町の大きな役割の一つだね。その中でも気象情報や避難情報を正確に伝えてくれる情報手段がとても重要だとパパは思うんだ。うちの町の防災行政無線は大丈夫かな?



今の無線は16年も前のものだから、古くて修理する部品もないんだって。でも、先生が今年度に防災行政無線を新しくするからバッチリだって言ってたよ! それに、**今なら実質3割で更新できるお得な財源措置**もあるんだって。**お得な財源措置は来年度には終わってしまうから**、お財布にとってもこのタイミングがベストなんだよ!



ほー。
みさとはお利口さんだね! また授業で習ったことパパに教えてね、みさと先生!!



今回の防災行政無線の更新により、より正確な情報伝達が可能となるとともに、生命に関わる重要な情報をいち早く知らせることができます。

国民健康保険税の税率がかわります

国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営などの主体となり、県が示す標準税率を参考に町の国保税率を決定することとなりました。

町では令和5年度に『山梨県国民健康保険運営方針』で示された保険税率に**令和6年度、令和7年度の2年間で段階的に増額改定**を行います。ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市川三郷町国民健康保険税の税率 (改定前・改定後)

区分	改定前 (令和5年度)			改定後 (令和6年度)			改定後 (令和7年度)		
	医療分	後期支援分	介護分	医療分	後期支援分	介護分	医療分	後期支援分	介護分
所得割	5.78%	2.11%	1.51%	6.48%	2.44%	1.87%	7.17%	2.76%	2.23%
均等割	23,800 円	6,200 円	7,200 円	26,700 円	8,900 円	9,700 円	29,600 円	11,500 円	12,200 円
平等割	25,500 円	6,500 円	5,000 円	22,700 円	7,100 円	5,700 円	19,900 円	7,700 円	6,300 円

▷所得割…前年中の所得に応じて計算 ▷均等割…被保険者1人あたりの税額 ▷平等割…1世帯あたりの税額

内容などについては
下記までお問い合わせ下さい
町税務課住民税係
☎ 055-272-1104
町町民課国保年金係
☎ 055-272-1105

説明会を開催します			税率改定に伴う説明会を次の日程で開催します。
月 日	時 間	場 所	
6月17日(月)	午後7時30分から	町役場本庁舎大会議室	
6月21日(金)	午後7時30分から	三珠総合福祉センター 2階研修室	
6月22日(土)	午後7時30分から	六郷町民会館 2階他産業就業研修室	
6月26日(火)	午後1時30分から	町生涯学習センター 2階研修室1	

各種手当のお知らせ

申請はお済みですか?
町には、福祉の増進を図るため、扶養手当などさまざまな制度があります。これらの手当は、申請をしないと受けることができません。主な手当などを紹介しますので、もう一度チェックしてみてください。

基本的な手話を覚えよう

連載 vol. 88
今回は「もろこし」を紹介します

もろこし



もろこしを両手で持つように口元で構え、左右に手を動かす。

動画で見る



より分かりやすくお伝えするため手話動画を作成しました。ぜひご覧下さい。

動画はこちらから



町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

長寿・医療費給付金事業が終了します

平成26年度から実施している長寿・医療費給付金事業は、令和5年度支給分で終了します。

今後、病院などへ受診される際は「限度額適用(標準負担額減額)認定証(※)」をご活用ください。

※病院などに提示することで、窓口で負担する額を一定額以下に抑えることができます。認定証は役場へ申請することで交付されます。

簡単、便利!

マイナンバーカードの保険証利用

限度額認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。ぜひご登録、ご利用ください。



町町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

■特別児童扶養手当 町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給され、おおむね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B-1程度の交付を受けている場合です。
なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

■障害児福祉手当 町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。該当となる重度の障害の程度は、身体障害(内科的疾患も含む)が、おおむね身体障害者手帳1級(両手指欠損など一部の2級)、精神の障害については、療育手帳がA-2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害です。
なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

■特別障害者手当 町福祉課障害福祉係 ☎ 055-242-7057

著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給され、身体障害者手帳1級(視力・聴覚障害などは一部2級)程度の異なる障害が2つ以上ある場合と、最重度の知的障害や精神障害がある場合です。
なお、3カ月以上の入院や所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

■児童手当 町子育て支援課子育て支援・保育係 ☎ 0556-42-8218

■対 象 中学卒業までの子を養育している方
■支給額 ▶3才未満: 15,000 円 ▶3才以上: 10,000 円(ただし第3子以降は 15,000 円)
▶中学生: 10,000 円

■所得制限

子どもを養育している方の所得が下の表の(1)所得制限限度額以上、(2)所得上限限度額未満の場合、支給額は一律 5,000 円です。
なお、(2)所得上限限度額以上の場合は、児童手当・特例給付は支給されません。

扶養親族等の数	(1) 所得制限限度額	(2) 所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

■支給時期

原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。
※10月に制度改正が予定されています。詳細については、決定次第お知らせします。

■児童扶養手当 町子育て支援課子育て支援・保育係 ☎ 0556-42-8218

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を目的に、児童(18歳の年度末まで。ただし、法令で定める障害の状態にある場合は20歳の誕生日まで。)を養育しているひとり親家庭の母又は父等に対し、手当を支給する制度です。